



「住民税非課税世帯等臨時特別給付金(電力・ガス・食料品等 価格高騰緊急支援給付金)」の事業開始について

本給付金は、電気・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対して負担軽減のため給付金を支給する国の事業となります。

松戸市では対象世帯を特定し、令和4年10月31日より順次、確認書(振込口座を指定する書類)を送付します。確認書の受付後は書類審査を行い、約1カ月で申請者に給付金を振込めるよう事務を進めます。

●支給対象 (約65,000世帯)

- ①基準日(令和4年9月30日)に松戸市内に住民登録がある世帯
- ②令和4年度「住民税非課税世帯」
- ③家計急変世帯

●給付金額 1世帯あたり5万円

●受付期間 申請書送達世帯より順次受付～令和5年1月31日(火) ※消印有効

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

松戸市臨時特別給付金事務センター(コールセンター)

☎0120-970-735(平日8時30分～17時)